

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成24年11月28日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

小林 正	浅野 昭子	阿部 一彦	荒井 純哉
荒井 美佐子	奥村 秀定	小原 賀子	久保野 恵美子
菅 俊秀	鈴木 俊博	鈴木 素雄	高橋 真
本郷 一夫	正木 毅	三村 義幸	

(2) 説明者

稲妻主任家裁調査官

(3) 事務局等

佐竹事務局長 荒木首席家裁調査官 三條首席書記官 海藤事務局次長
鈴木次席家裁調査官 平泉総務課長 伊藤総務課課長補佐

4 あいさつ

委員長あいさつ

5 議事

(以下, は委員長, は委員の発言)

テーマ

「面会交流と家裁実務」

(1) 説明者稲妻主任家裁調査官から「面会交流と家裁実務」について説明

(2) 意見交換

別紙のとおり

(3) 次回テーマ

協議すべきテーマがある委員は, 総務課課長補佐までお知らせ願いたい。他に委員から意見がない場合は, 裁判所の方でテーマを提案し, 事前にお知らせしたい。
異議なし。

(4) 次回期日

平成25年6月27日(木)午後1時30分

(別紙)

意見交換

(以下、 は委員長、 は委員の発言)

面会交流という言葉は広く一般に知られているか。

今回の案内が来るまで聞いたことがなかった。

所用で大学を訪れた際に、その学生から子のためになる面会交流を実現するには難しい問題があるという話を聞いたことがある。

面会交流という言葉は知らなかった。ただ子というのは親との関わりで成長していくので、本日の話を聞いて、離婚したとしても親は協力して子を育てていくべきだと思った。

絵本を見せてもらったが、先進国においては離婚後も共同親権制度がとられており、そういう国から先ほどのような絵本が誕生していると思われることから、日本においても共同親権について議論を始める時期ではないかと思う。また、問題提起としてであるが、祖父母の面会についても制度化できないのか検討すべきではないか。

平成24年4月1日に民法766条が改正されたが、改正後の面会交流の認知度に変化はあるか。

児童虐待防止法により児童相談所の対応の在り方は大きく変動しているが、先の民法改正による変化は見受けられない。しかし、同法改正が、今後、行政に対し、どのように影響を及ぼすのか関心を持っているところである。

これまで報道においても面会交流という言葉はほとんど出てこなかったと思う。ただ、離婚後も親子のつながりが大事であるということは認識していた。

離婚した子には、どのような影響があると思うか。

離婚した子が非行に走ることがあるが、どのような理由からそうなるのかは分からない。

子は非常に視野が狭いため真の離婚原因を知らず、離婚の原因を自分のせいだと思いがちである。そのような誤解を解く意味からも、愛情を持って子と接する面会交流は重要なものである。そのため、基本的には面会交流は認められるべきものと思われる。ただし、同居している親と子の関係を壊すような面会交流は慎むべきものと思われる。

面会交流について明文化されたことは第一歩だと思われる。ただし、面会交流の調整を裁判所だけで行うのではなく、児童相談所、学校や医療機関等のネットワークを利用し、当事者の了解の元、ある程度オープンにして問題解決に当たり、親を孤立させないことが大事だと思われる。子に対し、親だけで離婚の問題を説明するのは難しく、子が納得するような説明をするためには周りのサポートが欠かせない。また、子が虐待を受けるのは、親の新しい配偶者や交際相手からであることが多いことから家族内だけの問題とせず、ネットワークで問題を解決することが有効だと思われる。

今回の法改正では、面会交流が実施されないことや養育費を支払わないことへの罰則規定が設けられていない。罰則規定を設ければいいというものではないが、現実には面会交流が実施されないことや養育費が支払われないことで大変な思いをしている人もいることから、ネットワークの中から考えていくシステムを作らないと、親の孤

立が進み悪循環が生まれる。

面会交流は子の利益になるものであると思われるが、その点について御意見をお伺いしたい。

子が両親と会い続けることが子の利益になるということは子どもの権利条約にも掲げられているし、外国の法律にはそのことを明確に条文に載せているものもある。今回、民法が改正されたことは非常に画期的であると思われる。しかし、学者の中でも面会交流については、日本の歴史的経緯から否定的な方もいる。日本において、面会交流を認めない方がよいケースはどのようなものがあるのか、DVなどをした親との面会交流の制限はどのように検討されているのかを家庭裁判所に伺いたい。また、家庭裁判所としては、面会交流を継続させるため、カウンセリングや心理的調整をして当事者を支えていく継続的なサポートについてはどのように考えているか、また、他の機関との連携についてはどのように考えているかをお伺いしたい。

面会交流を取り決めた離婚時の状況は、時間を経るごとに家族構成等の変化によって変わることがある。例えば、監護している親が再婚して新しい家族ができるなどした際には、従前に取り決めた面会交流の方法を改める必要があるのではないだろうか。また、離婚が子に与える影響については経済的な面が一番大きいのではないかと思われる。現在は、父親と母親との役割が大きく違うということはなくなってきている。数年前の調査によると、子が困った際にどちらの親に相談するかというものがあつたが、その結果は父親と母親が半々であつた。そのため、子のアイデンティティの確立の問題は、片親であるということより経済的な面や他者との関わりから考えるべきである。

面会交流の事件において、親同士が婚姻中の葛藤を引きずって子との面会交流を拒む場合には、裁判所は調査などを行い、十分に時間を掛けて事件解決に向けた取組を行う。一方、子が明確に面会交流を拒み、これまでの親子関係から見ても面会交流が難しいというケースにおいては、裁判所は中立であることから、子を説得することはできず、審判においても面会交流を認めることが難しい場合がある。また、子に対する暴力など面会交流を禁止すべき事由があれば、面会交流は認められないケースが多いと思われる。

調停や審判が終了すると、家庭裁判所と当事者の関係は切れてしまうが、その後、履行勧告の申立がされると、改めて家庭裁判所が関与することになる。

監護している親の再婚後の面会交流については難しい点があるが、子の福祉を中心に事件を進めていくことになる。しかし、監護していない親からは、監護している親が再婚したからといって面会交流が妨げられるということは心情的になかなか受け入れてもらえないことが多々ある。

また、家庭裁判所は、年に一度、各種の関係機関の方々と意見交換を行っており、他の機関の動きも把握するよう努めている。

祖父母の面会交流については、親の面会交流についてやっと規定されたところであり、今後の動きを見守っていきたいと思っている。

戦前の日本において、子は「家」が育てるというものであつた。東北地方においては、未だその意識が残っているところがあるため、面会交流がうまくいかないことが

多いのではないか。また、面会交流については、その権利性についても見解が分かれているところである。

面会交流の履行を確保するための裁判所以外の機関について、何らかの情報はるか。

そのような情報は持っていないが、面会交流の履行を確保するため、民間や地方公共団体で面会交流を扱う機関があれば、裁判所としても是非連携を図ってほしい。

以 上